

「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」

の一部改正について（概要）

令和4年3月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

1. 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正後法」という。）の一部が令和4年4月1日に施行されることに伴い、文部科学省の専門委員会における検討、パブリック・コメントにおける意見の結果等を踏まえて、下記2. のとおり指針の一部を改正。

2. 主な改正内容

- （1）研究計画書の記載事項に「細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法」を追加。（第11条第2項関係）
- （2）個人情報の保護に関する規定について、個人情報の保護に関する法令等を遵守する旨明記。（第19条関係）
- （3）その他記載の適正化等、上記を踏まえた所要の見直しを実施。

3. 施行期日等

告示日：令和4年3月31日、施行日：令和4年4月1日